

甲南女子大学 ボランティア団体の活動の選定基準について

2026年4月1日

甲南女子大学 キャリアセンター 社会連携課

甲南女子大学キャリアセンター社会連携課（以下「本課」という。）では、以下に掲げる条件を満たす、ボランティア団体の活動を甲南女子大学の学生（以下「学生」）へ情報提供を行うものとする。

1. 対象となるボランティア団体の活動の選定基準等

- (1) 公益性・公共性が高い活動
- (2) 安全性が確保されている活動
- (3) 営利を目的としない活動
- (4) 情報に関する責任体制が明確である活動
- (5) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動

2. 対象外となるボランティア団体の活動の選定基準等

- (1) 政治的・宗教的活動を目的とする活動
- (2) 活動で発生する実費(コスト)以外に、労働に報酬が発生する活動
- (3) 個人で募集する活動
- (4) 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわる危険が伴う活動や学生自身に危険が予想される活動
- (5) 車の運転、介護や看護など、本来、有資格者によってなされる活動
- (6) キャンプボランティア等、宿泊を伴うもの
- (7) 国内外の諸法令に違反する活動
- (8) 公序良俗に反する活動
- (9) その他、不適當・学生にふさわしくないと判断された活動

3. 受け入れするボランティア団体との申し合わせ事項

- (1) 受け入れするボランティア団体は、ボランティア活動の時間を休憩時間含め1日8時間以内に設定し、20時以降の活動は原則として行わないものとする。
- (2) 受け入れするボランティア団体は、ボランティアを申込みした学生に対し、ボランティア活動の内容および条件等を提示し、双方が内容を十分に確認・合意したうえで活動を開始することとする。また、活動開始前には、オリエンテーション等を実施し、必要な情報や留意点を学生に共有し、活動開始後も、状況に応じて研修やサポートを行うこととする。
- (3) 学生がボランティア活動に従事する際の保険内容※について、事前に明確に知らせ

ることとする。

※ すべての学生は、入学時に「学生教育研究災害傷害保険」等に参加しており、ボランティア活動中のけがや事故などについて一定の補償が担保されている。

- (4) 万が一、ボランティア活動の内容が募集時の条件と大きく異なる状況が生じた場合、速やかに本課まで連絡することとする。
- (5) 発信するすべてのボランティア活動の情報については、学生の自主性を尊重し、学生自身が自発的かつ自主的に参加の可否を判断するため、必ずしも学生の派遣を保證するものではない。

4. 免責事項

本課で紹介するボランティア活動の情報に関して発生したトラブル等に対し、本課では責任を負わない。